

建設発生土の民間受入施設登録申請及び審査要領

1 目的

本要領は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう）に伴って発生する建設発生土の有効利用と適正処理を推進するため、常時受入が可能な民間受入施設について、適正かつ安全であるか審査を行った上で「島根県建設発生土民間受入施設一覧表」（以下「民間受入施設一覧表」という）に登録し、県発注工事の残土処分地の候補とすることを目的とする。

登録対象は、ストックヤード（※1）及び残土処理場（※2）とし、工事間利用に伴う一時仮置場（※3）は、登録対象としない。

登録にあたり、施設の営利・非営利（有料か無償受入か）は問わない。

なお、県発注工事の残土処分にあたり、「民間受入施設一覧表」に登録のない処分地には「受入料金」としては費用を支出できない（※4）。その上で「民間受入施設一覧表」に登録希望の施設が受入料金を徴収する計画である場合は要件を付し（2.登録申請（5）登録基準 1) 事業計画審査基準⑪⑫）、審査を行った上で認める。

（※1）ストックヤードとは、建設発生土を受入れ、受入土砂を再利用土として搬出できる機能を持つ民間の常設施設を指す。

（※2）残土処理場とは、建設発生土を受入れ、埋土等を行う民間の常設施設を指す。

（※3）工事間利用に伴う一時仮置場とは、搬出先工事が確定しており、その工事現場へ搬出開始するまでの期間のみ一時に建設発生土を仮置きする場所を指す。

（※4）「島根県建設副産物処理要領」（参考様式）発注者が指定する処分地チェックリスト【経済比較について】並びに「建設副産物処理に係る発注者の手引き（島根県土木部技術管理課）」7（1）建設発生土【建設発生土に関する解説】⑧⑨を参照のこと

2 登録申請

登録を受けようとする者（以下「事業者」といい、個人、協同組合、協会、共同企業体、法人を指す）は、別添「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」に示した必要書類を、民間受入施設の所在する島根県各県土整備事務所（局）（以下「地方機関」という）の長へ提出する。

（1）登録申請を必要としない施設

- 1) 地方公共団体が、直接管理運営する施設
- 2) 地方公共団体が出資し、民法34条に基づき設立され、主務官庁が許可した社団法人または財団法人が、直接管理運営する受入施設。

（2）登録申請を必要とする施設

上記（1）以外の施設。

なお、地方公共団体が事業者であっても、委託等により、管理運営が民間により行われている受入施設は、一部手続きを簡素化の上、本要領に基づく登録申請を必要とする。また、上記（1）の団体から管理を引き継いだ上で、地方公共団体から委託等を受けて管理運営を行う場合は、継続登録申請に準じて手続を行う。

(3) 登録の前提要件

残土処理場にあっては、「島根県土地利用対策要綱」（昭和60年4月1日島根県告示第330号）（以下「県土地要綱」という）第2条第1項（1）に該当し、第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可等を得た、若しくは許可を得る見込みが確実な施設であること。

ストックヤードであって、上記開発協議等が必要である場合は同様とする。加えて、下記のいずれかであること。

- 1) 国登録ストックヤードであること
- 2) 国登録ストックヤードでない場合、省令の対象となる建設発生土を搬入した場合
(※) は区分管理を確実に行うとともに、搬出の前にその量と搬出先を、搬入元（建設発生土を搬入した元請業者）に速やかに通知する体制を整えていること

(※) 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年度建設省令第二十号）により、契約単位で500m³以上の搬出を計画する工事の建設発生土を搬入する場合

(4) 事業者等の要件

1) 事業者の要件

- ① 事業者とは、本要領に規定する申請・報告を行う者であり、事業者と工事施行者、管理者が異なる場合は、事業者が代表して事業計画の履行の保証をするものであることを（様式5）の提出により証明すること。
- ② 事業者（協同組合、協会、共同企業体の場合は構成するすべての個人、法人を含む）は、建設業法第8条の各号に規定する欠格要件及び、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）第14条第5項第2号に規定する欠格要件を基本とした、（様式3）に規定する要件に該当しないこと。
- ③ 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

2) 工事施行者の要件

- ① 建設発生土の民間受入施設登録申請で、施設を開設するまでの造成工事を行う者（以下「工事施行者」といい、協同組合、協会、共同企業体の場合は構成するすべての個人、法人を含む）は、建設業法第5条、又は第15条に規定する建設業の許可を受けていること。

3) 管理者の要件（事業者が管理をしない場合）

- ① 建設発生土の民間受入施設登録申請で土砂の搬入、搬出に係る管理や現場施設等の管理運営を行う者（以下「管理者」といい、協同組合、協会、共同企業体の場合は構成するすべての個人、法人を含む）は、建設業法第8条の各号に規定する欠格要件及び、廃棄物処理法第14条第5項第2号に規定する欠格要件を基本とした、（様式3）に規定する要件に該当しないこと。

② 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4) 法令等の許可による事業者等要件の適格判断

事業者及び管理者は、当該登録申請時に以下の許可を両方受けている場合、若しくは、いずれかの許可を受け継続して5年以上が経過していることが証明できる場合には、許可書の写しを添付することで適格と判断できるものとする。

①建設業法第5条、又は第15条に規定する建設業の許可。

②廃棄物処理法第14条第6項に規定する産業廃棄物処理業の許可。

(5) 登録基準

1) 事業計画審査基準

登録申請書が適正に表現され、事業計画が必要事項を満足し、必要書類が添付されていること。

①県土地要綱に基づく開発協議が実施され、開発協議通知書の指導事項への対応がなされていること（ストックヤードの場合は、開発協議が必要な場合）。

●開発協議書（写し）の添付

●開発協議通知書（写し）の添付

●開発協議通知書の指導事項への対応書類（写し）の添付

②ストックヤードの場合は、登録の前提要件（本要領2（3））に該当していること。

<国登録ストックヤードの場合>

●国へ提出した登録申請書類一式（写し）の添付

●国からの登録通知（写し）の添付

●ストックヤード登録票（写真）の添付

<国登録ストックヤードでない場合>

●区分管理の計画（図面等）

●搬入元への通知体制

③事業区域が適正に表現されていること。

●位置の表示、面積

④事業費及び資金計画が適正に表現され、計画が妥当であること。

●事業費及び資金計画

⑤受入施設の構造計画・施設管理計画が適正に表現され計画が妥当であること。

●受入施設計画容量

●土工基準

●盛土方法及び数量計算

●防災措置・安全対策計画

イ 土砂流出対策（沈砂池の有無、沈砂池の形状等）

ロ 排水対策（施設計画、排水系統、流域計算等）

ハ 法面の保護対策（盛土安定計算、構造物の構造計算の有無）

ニ 不法投棄対策

⑥建設発生土の搬入計画、再利用土の搬出計画が適正に表現され計画が妥当であること。

●搬入搬出計画にあたっての土質区分基準は、「発生土の利用基準」（平成18年8月10日付け国土交通省国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）で示す土質区分（第〇種建設発生土）を用いること。

●受入計画

（期間、時間、受入基準、受入方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法）

●搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）

（期間、時間、搬出基準、搬出方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法）

●周辺道路の整備状況

●道路の汚れ対策

●ストックヤードの土砂の分別・搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）

●大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）第18条第1項の規定による届出がなされていること。（ストックヤード計画の場合のみ）

⑦地域住民等の同意状況が適正に表現され同意が得られていること。

●地域住民への事業計画説明状況

●同意書（写し）の添付

⑧必要図面が添付され、必要事項が記入されていること。

●必要図面の添付。

⑨確約書（様式5）により以下の項目が確約されること。

●民間受入施設において、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡すること。

●民間受入施設周辺に汚濁水、流出土砂等による影響があった場合、事業者の責任で速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡すること。

●民間受入施設外の道路について、次のとおりの対応をとること。

イ 土砂搬入搬出により受入施設外の道路が汚れた場合、清掃等は事業者の責任において行うこと。

ロ 国・県道等から民間受入施設に至る道路について、土砂搬入搬出による周辺への被害、周辺からの苦情等への対応は事業者の責任において行うこと。

●現地審査及び現地パトロールの実施において全面的に協力すること。

●ストックヤードの場合、事業完了時に、搬入された土砂がすべて搬出されていること。

⑩計画審査にあたっては、別紙、建設発生土民間受入施設の登録に関する判断基準チェックリストを作成し審査する。

⑪ストックヤードにおいては、必要経費等（運営費、維持管理経費、防災・環境対策の経費等）を受入料金として徴収することができる。

⑫残土処理場においては、以下のイ、ロの両方を満たす場合には、必要経費等（運営費、維持管理経費、防災・環境対策等の経費等）を受入料金として徴収することができる。

イ 計画地が都市計画区域内の市街化区域または人口集中地区（DID）、準人口集中地区のいずれにもあたらない場合。

ロ 立地条件等により、宅地化等の可能性が低いと判断される場合。

上記を満たさない場合は、県から事業者への受入料金の支払いが、利益供与（※1）

となる可能性があるため、受入料金の徴収を認めない。なお、この場合、開発協議書における土地造成後の利用計画にかかわらず、受入料金の徴収は認めない（※2）。

（※1）残土処理場が完了した後に、当該地が宅地分譲用地として販売される場合、事業者は土砂を購入しても土地造成を行うと想定される。このような可能性のある場所に県が受入料金を支払うと、結果的に民間への利益供与となる恐れがある。この場合は無償受入（官民有効利用）でなければならない。

（※2）例として事業計画上「植林して森林に戻す」等、利益を生まない計画であっても、記載された計画の実行性を担保するものがない場合はこれに該当する。

⑬採石場等の採取跡地である場合、採石法または砂利採取法における廃止手続がなされていること。

廃止手続がされていない場合は、ストックヤードは登録できず、残土処理場については、無償受入かつ発生土の受入計画が、採石法及び砂利採取法の採取計画（採取跡の措置）と合致している場合（※）は登録可とする。

（※）残土を無償で受け入れ、その残土を使って碎石場等の採取跡の措置を行う場合を指す。

2) 現地審査基準

民間受入施設が事業計画と適合し、計画が妥当であることを確認する。

①民間受入施設が次の要件を満足し、問題がないこと。

- 登録申請の受入施設表示看板が設置され、事業範囲が杭等の目印により、判別できること。
- 受入施設の出入り口が、柵や施錠により外部からの侵入が制限されていること。
- 受入（搬出）時期は、随時可能であること。
- 建設発生土搬入後の受入施設の整地は、事業者で対応できること。
- ストックヤードの場合、搬出予定土砂が分別されていること。
- 建設発生土を資材として搬出する際、ダンプトラックへの積込みは事業者で対応できること。
- 土砂の崩落又は流出による二次災害が、隣接地・周辺地域において生じないよう地盤改良、擁壁の設置等安全上必要な措置がなされていること。
- 受入施設の雨水が適正に排出できるよう、受入施設及びその周辺に汚濁水、流出土砂等による被害が生じないような規模及び構造の排水路・沈砂池・沈殿池・調整池その他の排水施設が設置されていること。
- 受入施設外の道路を汚さないよう必要な措置がなされていること。
- 受入施設内の道路は、大型ダンプトラック（10t車）が通行するのに十分な幅員が確保されていること。また、受入地内の交通を支障なく処理し、受入施設外の道路の機能を阻害することなく、かつ、受入施設外と接続してこれらの道路の機能が有效地に発揮されるよう設計されていること。
- 国・県道等から受入施設に至る道路は、大型ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できるよう幅員等が確保されていること。
- 産業廃棄物が混入されていないこと。
- 採石場等の採取跡地である場合、ストックヤードにあっては、採取跡の措置が適

切になされていること。

●受入施設の土工基準（盛土高、法面勾配、小段幅等）が「道路土工－施工指針」（（昭和61年11月）（社）日本道路協会）に合致していること。異なる基準を用いている場合は、安定計算等により盛土の安定が確認されていること。

②現地審査にあたっては、建設発生土民間受入施設の現地審査票（様式10）を作成し審査する。

（6）登録申請書

事業者が提出しなければならない建設発生土民間受入施設登録申請書は（様式1）及び事業者等の要件に関する項目（様式2、2-2、2-3）とし、添付書類は、「登録申請書類一覧表」及び「要件審査書類一覧表」による。

（7）変更登録申請書

民間受入施設の登録申請書の記載事項に変更（面積、容量、事業者要件、受入料金に関する事項等）が発生した時点で、変更申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、変更時は、変更申請書（様式1）を提出する。事業者等の要件に関する項目に変更があれば、該当様式（様式2、2-2、2-3）も提出する。添付書類は、変更箇所について提出することとし、「登録申請書類一覧表」及び「要件審査書類一覧表」による。

（8）登録申請書の提出部数

登録申請書の提出部数は2部とする。

3 審査及び登録

（1）計画審査及び現地審査（地方機関）

各地方機関は、民間受入施設の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、別紙「建設発生土民間受入施設の登録に関する判断基準チェックリスト」（以下「チェックリスト」という）及び現地審査票（様式10）により、速やかに計画審査及び現地審査を行う。

また、提出書類についても、内容（事業者要件・関係許可書等）を審査し、必要に応じて、事業者の指導を行うとともに現地審査による指導を行うものとする。

（2）受入施設一覧表への登録（地方機関）

各地方機関の長は、計画審査及び現地審査結果をもとに、別紙チェックリストにより適正で安全な民間受入施設と判断した場合は、島根県土木部技術管理課と協議の上、受入施設一覧表への登録を決定する。

登録期間は3年間とする。

受入施設一覧表へ登録決定を行った場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告する。

（3）登録通知（地方機関）

民間受入施設の登録申請書により提出された書類を審査した結果、適正で安全な受入施設と判断した場合には登録通知書（様式7）を事業者に送付する。

（4）受入施設一覧表へ登録した施設の公表

受入施設一覧表に登録した施設については、島根県土木部技術管理課のホームページ上で公表する。

4 残容量等の報告及び現地パトロール

（1）登録施設の残容量等の報告

登録施設の事業者は、5月末及び11月末の状況を翌月の7日までに、（国登録ストックヤードの場合は、ストックヤード運営事業者が定める事業年度末の状況を事業年度終了後3か月以内に、事業年度末から6か月後の状況を翌月までに）①、②及び③により、地方機関の長に報告しなければならない。なお、要領2（2）のお書き該当施設については、②の提出は不要とする。

①残容量及び搬出可能量（様式1-1）

②受入・搬出実績（様式1-2）

③盛土状況の写真（ストックヤードのみ 全景がわかるもの 枚数任意）

④国登録ストックヤードの場合は、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写し（事業年度末状況の報告時のみ）

（2）登録施設のパトロールの実施

各地方機関は、次のとおり所管の登録施設をパトロールし、パトロール調査票（様式1-0）により適正な受入施設であるかを確認する。不備がある場合には登録の取り消しを含め必要な措置を講ずるものとする。なお、要領2（2）のお書き該当施設については、パトロール不要とする。

① 定期パトロール 年2回（原則として6月及び12月。国登録ストックヤードにあっては、（1）と同時期）実施する。

・基本的に、（1）の報告を基にして行う。

② 臨時パトロール 必要に応じて実施する。

ただし、やむを得ない事情により、本項に定めるパトロール時期に実施が困難であると地方機関の長が認める場合は、その時期をずらして実施することができる。

（3）パトロール等の報告

各地方機関の長は、（1）及び（2）の結果を、遅滞なく島根県土木部技術管理課へ報告するものとする。

5 繼続登録申請

（1）継続登録申請

受入施設一覧表に登録されている民間受入施設の事業者は、登録期間最終日の2ヶ月前までに、継続申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、継続申請書は（様式1）及び事業者等の要件に関する項目（様式2、2-2、2-3）とし、添付書類は、「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」及び「（別紙）建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の要件審査書類一覧表」による。

また、事業者等要件において、本要領2(4)④①②に該当し、その許可証の写しにより適格としている者で、当該登録期間中に①②の有効期間が切れる場合は、①②の有効期間中に更新した①②の許可証の写しを（様式9）により、事業者は地方機関の長へ提出すること。

(2) 審査（地方機関）

各地方機関は、民間受入施設の継続申請書を受け付けた場合、現地審査票（様式10）により速やかに現地審査を実施するとともに、申請書類の内容（事業者要件等）を審査する。

(3) 受入施設一覧表への登録（地方機関）

各地方機関の長は、計画審査や現地審査の結果、適正で安全な受入施設と判断した場合は、登録の継続を決定する。

受入施設一覧表への継続登録決定を行った場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告する。

(4) 受入施設一覧表へ登録した施設の公表

受入施設一覧表に登録決定した施設については、島根県土木部技術管理課のホームページ上での公表を継続する。

6 受入が完了した施設の届出

(1) 完了届の提出（事業者）

受入が完了した時点で、民間受入施設の完了届（様式6）を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、ストックヤードにあっては、完了にあたり、搬入した土砂をすべて適正な場所に搬出すること。

また、受入停止時期が決まった時点で速やかに地方機関の担当者に連絡を行うこと（島根県土木部技術管理課ホームページに掲載の「民間受入施設一覧表」に受入停止予定時期を記載することにより、搬入に係る混乱を避ける必要があるため）。

(2) 完了届の受理（地方機関）

完了届を受け付けた場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告すること。

ストックヤードの場合は、搬入した土砂がすべて搬出されていることを現地確認した上で報告を行うこと。

(3) 民間受入施設として登録した施設の公表の抹消

受入れが完了した登録施設については、島根県土木部技術管理課のホームページ上の公表を抹消する。

7 登録施設の途中登録取消し

(1) 即時取消

既登録施設事業者で、申請書類の記載事項に登録判断に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合及び、周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上等の必要な措置がなされていない事が判明した場合には、即時「民間受入施設一覧表」からの登録を取り消すこととする。

(2) その他の取消

また、パトロール等により、申請書の記載事項について変更届を提出せずに変更していたことが判明した場合及び、安全上等の必要な措置（軽微なものに限る）がなされていないことが判明した場合、各地方機関の長は事業者へ一定期間を設けて是正に必要な勧告若しくは助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には、「民間受入施設一覧表」からの登録を取り消すこととする。

(3) 再登録

登録を取り消した施設及びその事業者並びに管理者については、取り消しの日から3年間は新たな登録を受け付けない。なお、事業者又は管理者が個人以外の場合にあっては、構成員又は出資者を含む。

8 経過措置

本要領制定日において登録済みの施設の登録期間は、3(2)又は5(1)に関わらず、改定日における残期間において有効とする。

9 その他

- (1) 登録にかかる提出書類等の経費については、すべて事業者負担とする。
- (2) 受入料金は、発注者において見積等により設定する。

10 施行

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

第1回改定 令和元年 6月 1日

第2回改定 令和6年 1月 4日

第3回改定 令和7年12月23日

建設発生土民間受入施設登録に関する判断基準チェックリスト

1. 事業計画審査

認定申請に係る書類が整備され必要事項を満足していること。（不要な事項は見え消しの上、□にレでチェックする。）

（1）事業計画

1) 事業計画

①開発協議

開発協議の要否を島根県用地対策課に確認済か。

●申請日

申請日欄には、開発協議書の申請日が記載されているか。

開発協議書の写しが添付されているか。

●県からの通知書

県からの開発協議通知書の文書番号及び通知日が記載されているか。

開発協議通知書の写しが添付されているか。

開発協議通知書の指導事項への対応がなされていることを証明する書類の写しが添付されているか。

②ストックヤードの前提条件

<国登録ストックヤードの場合>

国へ提出した登録申請書一式（写し）の添付があるか。

国からの登録通知（写し）の添付があるか。

ストックヤード登録票（写真）の添付があるか。

<国登録でないストックヤードの場合>

省令の対象となる土砂の区分管理方法は適切か。

省令の対象となる土砂の搬出にあたり、当該土砂を搬入した元請業者に、搬出先を通知する体制を整えているか。

③採石場等の跡地を利用する場合

碎石法、砂利採取法による岩石（砂利）採取廃止届出書（写し）の添付があるか
(ストックヤードで該当する場合は必須)

廃止届提出前の場合、採取計画に定める採取跡の措置と、残土処分の方法が合致しているか（残土処分場の場合）。

廃止届提出前であって、残土処分場申請の場合、無償受入であるか。

④事業区域

●適正な位置の表示、面積

位置欄には、申請地が代表的地番及び筆数が記載されているか。

現地が判別できる現況写真が添付され、申請範囲が明示されているか。

面積欄には、事業区域全体の面積がm²単位で記載されているか。

⑤事業費及び資金計画

●事業費及び資金計画

様式4により、事業開始資金とその調達方法が記載されているか。

- 直近の貸借対照表の写しが添付されているか。
- 資産の状況から資金面において事業実施が可能であるか。

⑥受入施設の構造計画・施設管理

●受入施設の整備

- 事業開始前に受入施設が整備されているか(搬入土を使って整備する計画は認められない)

●受入施設計画容量

- 受入施設の計画容量をm³単位で記載されているか。
- 数量計算書と整合がとれているか。

●土工基準

- 盛土勾配、盛土高、小段幅等が具体的に記載されているか。
- 土工基準が「道路土工－施工指針」((昭和61年1月平成22年4月)(社)日本道路協会)に合致しているか。
- 道路土工に依らない場合、妥当な土工基準を採用しているか。
土工基準名()

●盛土方法及び数量計算

- 使用機械や盛土方法が具体的に記載されているか。
- 施工に係る数量計算書が添付されているか。
- 盛土計画は妥当なものと判断されるか。

●防災措置・安全対策計画

- イ 土砂流出対策(沈砂池の有無、沈砂池の形状等)
 - 事業実施中、事業完了後の土砂流出対策及び管理者が具体的に記載されているか。
 - 沈砂地が適切な基準により計画されているか。
 - 沈砂地の規模が記載されているか。
 - 土砂流出対策計画は妥当なものと判断されるか。
- ロ 排水対策(施設計画、排水系統、流域計算等)
 - 事業実施中、事業完了後の排水対策及び管理者について具体に記載されているか。
 - 排水系統が適切に記載されているか。
 - 雨水に関する流域の流量計算書、水路断面の決定根拠が添付されているか。
 - 排水対策計画は妥当なものと判断されるか。
- ハ 法面の保護対策(盛土安定計算、構造物の構造計算の有無)
 - 具体的な法面の保護対策が記載されているか。
 - 土工基準が「道路土工－施工指針」((昭和61年1月平成22年4月)(社)日本道路協会)によらない場合、又は他の基準に依っている場合、盛土の安定計算がなされているか。
 - 安定計算書の添付があるか。
 - 法止めのための土留め擁壁が計画されている場合、構造計算書が添付されているか。
 - 法面の保護対策計画は妥当なものと判断されるか。
- ニ 不法投棄対策
 - 受入施設に産業廃棄物等が不法に投棄されないための具体的な対策が記載されているか。

- 不法投棄対策計画は妥当なものと判断されるか。

⑦建設発生土の搬入計画、再利用土の搬出計画

●搬入搬出計画にあたっての土質区分基準は、「発生土の利用基準」（平成18年8月10日付け国土交通省国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）で示す土質区分（第〇種建設発生土）を用いること。

- 土質区分基準を「発生土の利用基準」に依っているか。

●受入計画

(期間、時間、受入基準、受入方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法)

- 具体的な年間の受入期間が記載されているか。
- 具体的な受入時間帯が記載されているか。
- 具体的な受入基準が記載されているか。
- 具体的な受入方法が記載されているか。
- 受入伝票が添付されているか。
- 受入伝票の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 搬入車両計画が記載されているか。
- 受入料金を計上できる要件を満たしているか。
- 受入料金について、土質区分基準で表現し、内訳を記載しているか。
- 受入料金の決定根拠が添付されているか。
- 具体的な受入土量の管理方法が記載されているか。
- 日報、月報の様式が添付されているか。
- 日報、月報の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 受入計画は妥当なものと判断されるか。

●搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）

(期間、時間、搬出基準、搬出方法、通行台数、価格・要素、土量管理方法)

- 具体的な年間の搬出期間が記載されているか。
- 具体的な搬出時間帯が記載されているか。
- 具体的な搬出基準が記載されているか。
- 具体的な搬出方法が記載されているか。
- 搬出伝票が添付されているか。
- 搬出伝票の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 搬出車両計画が記載されているか。
- 搬出価格について、土質区分基準で表現し、内訳を記載しているか。
- 搬出価格の価格決定根拠が添付されているか。
- 具体的な搬出土量の管理方法が記載されているか。
- 日報、月報の様式が添付されているか。
- 日報、月報の記載内容は、必要事項が網羅されているか。
- 搬出計画は妥当なものと判断されるか。

●周辺道路の整備状況

- 受入施設と主要な県道、国道に至るまでの道路状況（道路名、幅員、舗装の有無、管理者等）が具体に記載されているか。
- 周辺道路の整備状況は土砂の搬出入に支障がないと判断されるか。

●道路の汚れ対策

- 受入施設から車両が搬出する際の道路の汚れ対策が具体的に記載されているか。
- 道路の汚れ対策は妥当なものと判断されるか。

●ストックヤードの土砂の分別・搬出計画（ストックヤード計画の場合のみ）

- 再利用土砂として搬出するための土砂の分別方法が具体的に記載されているか。
- 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）第 18 条第 1 項の規定による届出がなされているか。届出書の写しが添付されていること。（ストックヤード計画の場合）
- 大気汚染防止法にかかる粉塵対策（散水、転圧等）が記載されているか。
- ストックヤードの土砂の分別・搬出計画は妥当なものと判断されるか。

⑧地域住民等の同意状況

●地域住民への事業計画説明状況

- 地域住民へ事業計画の説明状況が具体的に記載されているか。

●同意書の有無

- 事業への同意が関係者から得られているか。
- 同意書の写しが添付されているか。

2) 図面

●必要図面の確認

- 位置図
- 現況平面図
- 計画平面図
- 縦断図
- 横断図
- 構造図
- その他必要とする図面 ()

●図面への必要事項の記入

- 位置図、現況図、計画平面図に事業範囲が表示されているか。
- 現況図、計画平面図に地域区分、規制、制限の範囲が表示されているか。
- 土地公団に法定外公共財産の存在状況、処理対象の範囲が表示されているか。
- 現況図、計画平面図に土地改良事業の受益地が表示されているか。
- 計画平面図に跡地利用計画が表示されているか。
- 計画平面図に防災施設等（土砂流出対策、排水対策、法面保護対策、不法投棄対策）及びその規模が表示されているか。
- 位置図、現況図に受入施設への土砂の搬出入に係る車両の通行経路が表示されているか。
- 計画平面図に土砂の分別ヤード部分が表示されているか。（ストックヤード計画の場合のみ）

3) その他

- 必要事項が記載された確約書（様式 5）が提出されているか。

(2) 事業者要件

1) 事業者、工事施行者、管理者（以下「事業者等」という）（共通）

- 様式2が適切に記述されているか。
- 事業者が、直接工事施行及び管理を行わない場合、経営構成図が提出されているか。
- 事業者が、直接工事施行及び管理を行わない場合、請負又は委託により契約している場合は、その契約書の写しが添付されているか。
- 工事施行者は、建設業法第5条若しくは第15条の許可業者であるか。
- 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しているか。

経理的基礎とは、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えているものが望ましい。（少なくとも債務超過の状態でないこと）

- 事業者等を構成する個人、法人は本要領2(4)4)法令等の許可による事業者等要件の適格判断に個人、法人の全部若しくは一部が該当するものか。
- 上記の場合、それを確認できる許可書の写しが添付されているか。
- 誓約書及び提出書類に必要事項等が記載されていることから虚偽がないと判断されるか。
- 事業者、工事施行者、管理者は共通事項の審査において適格者であると判断できるか。

2) 事業者等(協会、協同組合、共同企業体の場合)

- 事業者等を構成する個人、法人のうち、本要領2(4)4)法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない者がある場合は、その者について「建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。

(法人の場合)

- 誓約書（様式3）が添付されているか。
- 直前3カ年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類が添付されているか。
- 定款または寄付行為及び登記事項証明書が添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を言う）が添付されているか。
- 法人で役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。
- 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主、又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）が添付されているか。
- 事業者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。

- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類が添付されているか。
- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

(個人)

- 誓約書（様式3）が添付されているか。
- 直前3カ年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類が添付されているか。
- 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を言う）が添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。
- 事業者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。
- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類が添付されているか。
- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

3) 事業者等（法人の場合）

●事業者等が法人であって、本要領2(4)4)法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない場合は「建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。

- 誓約書（様式3）は添付されているか。
- 直前3カ年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類は添付されているか。
- 定款または寄付行為及び登記事項証明書は添付されているか。
- 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を言う）は添付されているか。
- 法人で役員（相談役、顧問を含む）の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主、又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）は添付されているか。
- 法人に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
- 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類は添付されているか。

- 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

4) 事業者等（個人の場合）

- 事業者等が個人であって、本要領2（4）4) 法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない場合は「建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。
 - 誓約書（様式3）は添付されているか。
 - 直前3カ年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類は添付されているか。
 - 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書を言う）は添付されているか。
 - 営業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し、並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は添付されているか。
 - 県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類は添付されているか。
 - 事業者、工事施行者、管理者は適格者であると判断できるか。

2. 現地審査

現地審査において「可」と判断する場合は、次の該当項目の全てを満足していると認められる場合とする。

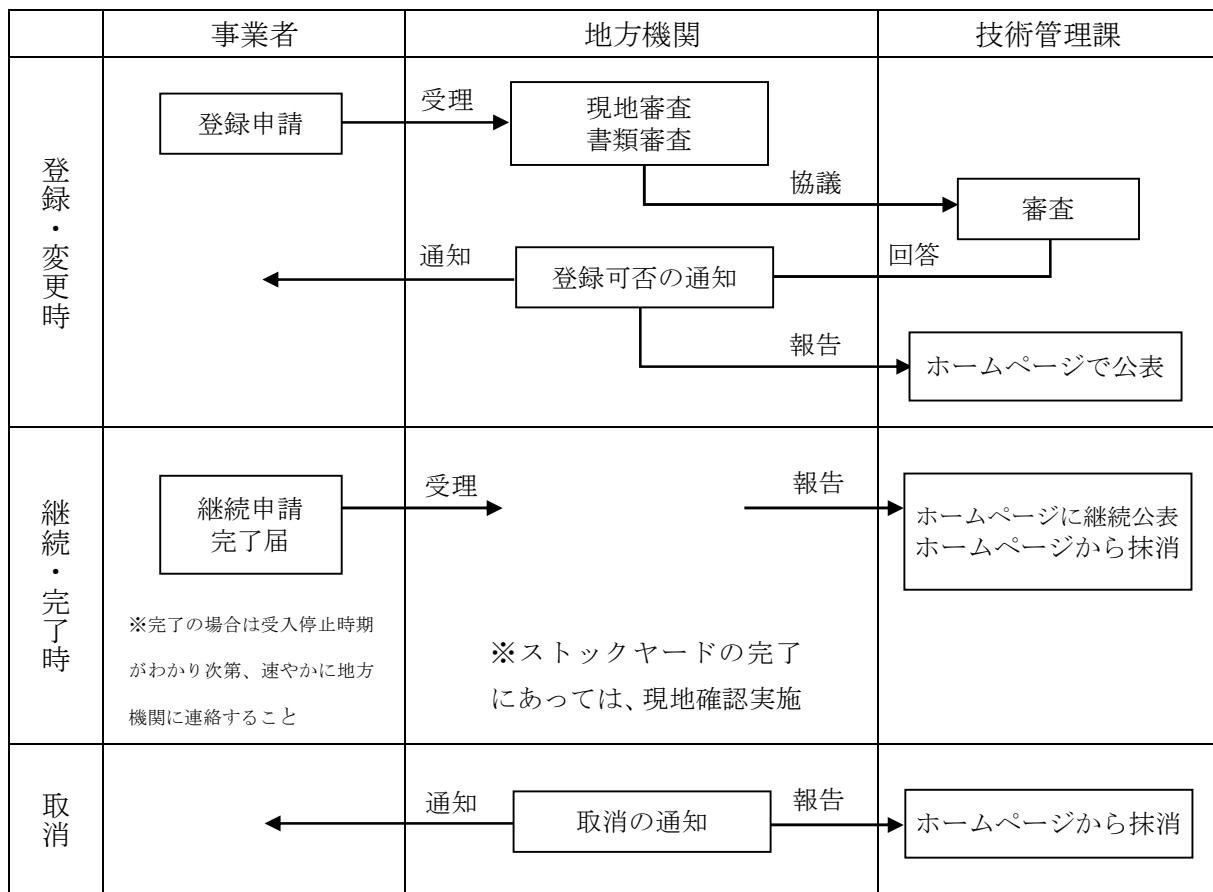
- 受入施設が、事業計画と適合しているとともに、現地審査票（様式10）において問題がないか。
- 現地審査において、協力的であること。
- 受入施設は妥当な施設であると判断されるか。

3. その他

- (1) 計画審査及び現地審査を行い、技術管理課と協議した上で、登録についての判断を行う。

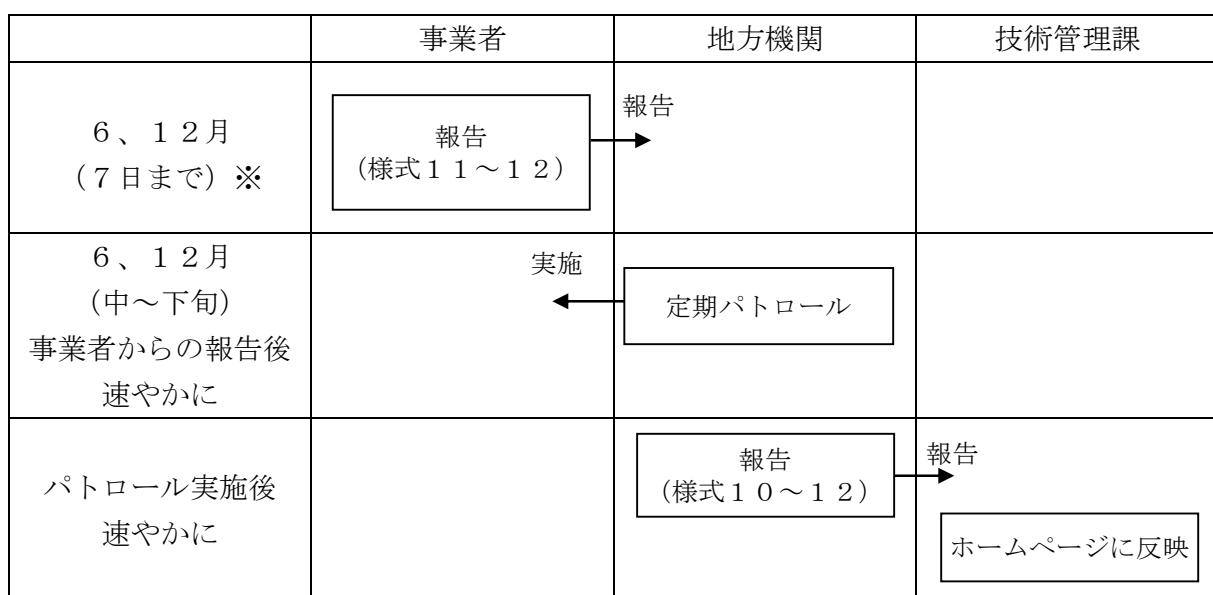
<参考>

手続フロー



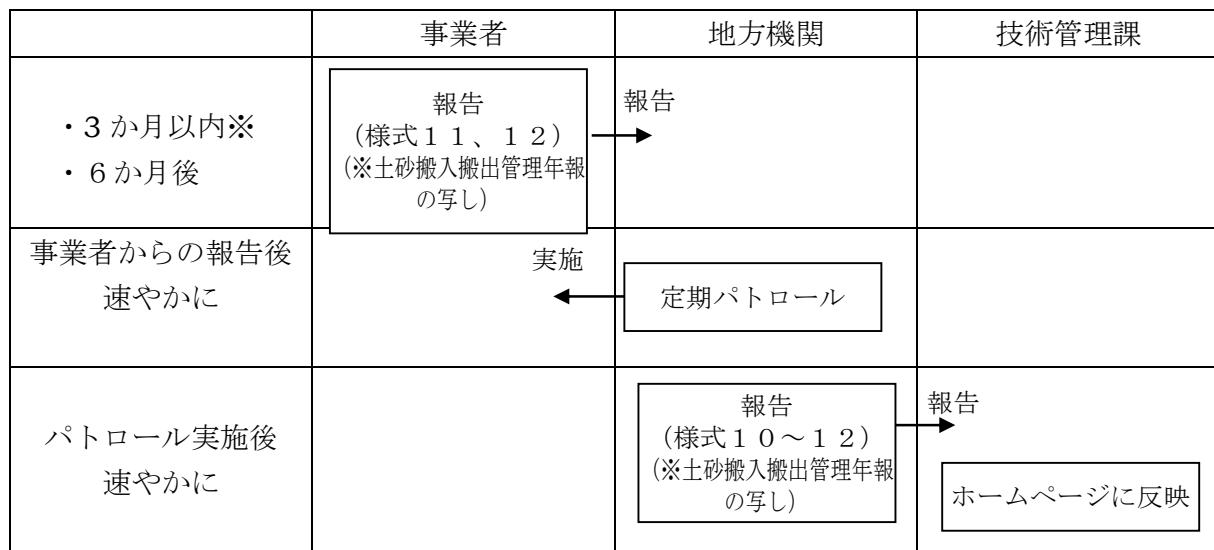
(注) 登録申請にあたつては、「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」に記載の必要書類、「(別紙) 建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の要件審査書類一覧表」に記載の書類を添付する。

登録中の受入施設残容量等の報告及び定期パトロールの流れ



※5月末及び11月末の状況を、翌月の7日までに報告。

国登録ストックヤードの場合



※国登録ストックヤードは、ストックヤード運営事業者が定める事業年度の終了後3か月以内に、国（地方整備局）へ「土砂搬入搬出管理年報」を提出することになっている。これに合わせて、同時期に県地方機関に対しても、事業年度末の状況を様式11～12により事業年度終了後3か月以内に報告し、国へ提出した管理年報の写しを添付する。事業年度末から6か月後の報告時は「土砂搬入搬出管理年報」の添付は不要。